

七尾労働基準監督署からの労働時間に関する是正勧告について

平成19年9月27日
北陸電力株式会社

当社では、労働時間の適正管理と長時間労働の防止について、従来より全社を挙げて取り組んでまいりましたが、本日（9月27日）、七尾労働基準監督署より労働時間に関する是正勧告を受けましたので、お知らせいたします。

これは志賀原子力発電所2号機の定期検査期間中に、点検作業が遅延し翌日未明までずれ込み、時間外労働時間が同発電所の36協定で定める1日で延長可能な8時間を超えたものです。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、従前にも増して労働時間の適正管理に努めるとともに、法令遵守や従業員の健康管理等の観点から、今後、更なる労働時間管理の徹底を図ってまいります。

以 上

36協定（労働基準法 第36条）

労働基準法に定める労働時間を超えて時間外労働や休日労働をさせる場合、その上限値等について予め労使間で協議し締結した協定。